

日本農林規格の制定又は確認等の原案作成委員会に関する規程

制 定	平成23年	8月17日	23消技第1372号
一部改正	平成24年	3月13日	23消技第3534号
	平成24年	12月11日	24消技第2472号
最終改正	平成26年	2月27日	25消技第3281号

(目的)

第1条 この規程は、日本農林規格の制定又は確認、改正若しくは廃止について検討し、その原案を作成するための原案作成委員会（以下「委員会」という。）の設置等について定め、業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「対象農林物資」とは、日本農林規格を制定しようとする農林物資をいう。

2 この規程において「対象規格」とは、確認、改正又は廃止（以下「確認等」という。）をしようとする日本農林規格をいう。

(委員会の設置)

第3条 理事長は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「JAS法施行規則」という。）第1条第1項に基づき作成される「日本農林規格の制定等に関する計画（以下「制定等に関する計画」という。）」を踏まえ、対象農林物資又は対象規格ごとに委員会を設置する。ただし、理事長が、複数の対象農林物資又は対象規格を同時に検討し、原案を作成することが合理的であると認める場合にはこの限りでない。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員長を置く。

(委員の委嘱又は指名)

第5条 理事長は、対象農林物資又は対象規格に知見を有する外部有識者に委員を委嘱する。ただし、理事長は必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の職員の中から委員を指名することができる。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、原案を作成しようとする対象農林物資又は対象規格が農林物資規格調査会における審議を経て議決されるまでの間とする。

2 委員のうちセンターの職員以外の者は、非常勤とする。

(原案の作成)

第7条 委員会は、農林水産大臣の指示を受け、制定等に関する計画に従って、JAS法施行規則第1条第2項に規定された「規格調査」の結果を踏まえ、科学的知見に基づき、日本農林規格の制定又は確認等の原案を作成する。

(規格調査の依頼)

第8条 委員長は、原案の作成段階において追加の規格調査が必要であると認めるときは、農林水産大臣に必要な規格調査を依頼する。

(報告)

第9条 委員長は、原案を作成したときは、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料を農林水産大臣に提出する。

(委員会の事務局)

第10条 委員会の事務局は規格検査部商品調査課とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成23年8月17日23消技第1372号)
この規程は、平成23年8月17日から施行する。

附 則 (平成24年3月13日23消技第3534号)
この規程は、平成24年3月13日から施行する。

附 則 (平成24年12月11日24消技第2472号)
この規程は、平成24年12月11日から施行する。

附 則 (平成26年2月27日付け25消技第3281号)
1 この規程は、平成26年2月27日から施行する。
2 この規程の施行の際、現に改正前のこの規程により委嘱した委員の任期については、なお従前の例による。